

求職者支援訓練

詳細はこちらをご覧ください。
(厚生労働省リーフレット)

訓練コース 一覧検索
(愛媛労働局)

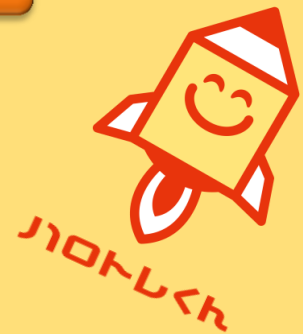
訓練コース チラシ検索
(機構 愛媛支部)

雇用保険を受給できない求職者の方などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。

多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「**基礎コース**」と、基本能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「**実践コース**」があります。

対象者 (=特定求職者) 【全ての条件を満たす方】

- ・ハローワークに求職の申込みをしていること。
- ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。
- ・労働の意思と能力があること。
- ・職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと。



訓練受講者に対する就職支援

- ・訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と綿密な連携を図りつつ、支援します。
- ・ハローワークにおいて、訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求めて支援します。(必要に応じて担当者制)

職業訓練受講給付金

- ・特定求職者 (=上記対象者) の方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金を支給します。

■ 職業訓練受講給付金 = 職業訓練受講手当 + 通所手当 + 寄宿手当 ■

- ◆ 職業訓練受講手当：月額10万円
- ◆ 通所手当：職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額 (上限あり)
- ◆ 寄宿手当：月額10,700円 (原則)
- ◆ マイナンバー：平成28年1月以降の職業訓練受講給付金申請に必要です。

クリック
(厚労省)